

# 鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和7年3月14日 鏡石町農業委員会第20回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

## 記

- 1 招集告示 令和7年 3月 7日 (金)
- 2 会 期 令和7年 3月14日 (金) 1日間
- 3 開閉の日時  
開 会 令和7年 3月14日 (金) 午後1時32分  
閉 会 令和7年 3月14日 (金) 午後2時47分
- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招集委員  
農業委員  
1番 大塚 光 法君                      2番 根本 竜太郎君  
3番 鵜沼 雅子君                      4番 藤島 真理子君  
5番 白澤 正君                          6番 稲田 貴夫君  
7番 面川 祐吉君                      8番 円谷 一男君  
9番 菊地 榮助君  
農地利用最適化推進委員  
1番 吉田 功一君                      2番 大河原 雄二君  
3番 遠藤 昭栄君                      4番 小貫 剛君  
8番 込山 信雄君
- 6 出席委員  
農業委員  
1番 大塚 光 法君                      2番 根本 竜太郎君  
3番 鵜沼 雅子君                      4番 藤島 真理子君  
5番 白澤 正君                          6番 稲田 貴夫君  
7番 面川 祐吉君                      8番 円谷 一男君  
9番 菊地 榮助君  
農地利用最適化推進委員  
1番 吉田 功一君                      2番 大河原 雄二君  
3番 遠藤 昭栄君                      4番 小貫 剛君  
8番 込山 信雄君
- 7 欠席委員  
3番 遠藤 昭栄君
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 吉田 光 則                      主事 小田 川 翼

9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
議案第 4 号 現況確認証明申請について  
議案第 5 号 令和 7 年度農業委員会最適化活動目標の設定について  
報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 1 時 3 2 分

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第 20 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長

皆さんこんにちは。暖かい日が続いておりますが、まだ彼岸前ということで、寒い日もあるようです。

町の議会が 7 日から 19 日までやっています。新年度の予算審査がこれからですが、皆さんからも要望がありました研修についてもそれなりの段取りができていかなと思います。

また、マイコスマイの栽培に関しても予算が取れていますので、頑張ってもらいたいと思います。

今日は議案が 5 件、報告が 1 件という事で、皆様にご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、「3 番 遠藤推進委員」であります。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「5 番 白澤 正 委員」「8 番 円谷 一男 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。  
番号1 桜岡地区において、1筆、田、10aあたりの単価は20万円、申請事由については譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小となります。  
番号2 東町地区において、1筆、田、10aあたりの単価は64万8千円の売買になりまして、譲受人の農地が遊水地事業により減少するという事で、そちらの補填という事の売買になっております。  
設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。  
説明は以上です。

議長 議案第1号について、説明が終わりました。  
議案第1号について、ここで地元委員より意見を求めます。

議長 2番 大河原推進委員

大河原推進委員 議案第1号 番号1についての現地確認は、3月4日(火)、私のほか菊地会長と事務局と実施しました。  
現地では申請人の代理人の行政書士と面会し、今回の申請以前から耕作をしていたが、今回農地を手放すため、そのまま譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。  
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、7番 面川委員

面川委員 議案第1号 番号2についての現地確認は、3月3日(月)、私のほか遠藤推進委員と実施しました。  
現地では申請人の代理人の行政書士と面会し、遊水地事業により元の農地で耕作が出来なくなるため、営農継続するための売買であると聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。  
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。  
  
(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
  
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1 高久田地区において畑の2筆となっております。今回太陽光発電を設置するための所有権移転となっております。転用時期、施設の概要は記載のとおりです。農地区分は第2種農地、都市計画法の該当条項は市街化調整区域となっております。

番号2 久来石南町地区において、畑の2筆です。こちらも所有権移転になりまして、申請事由が駐車場になります。追認という事で、既に駐車場となっております。今回正式に転用の申請を出されたものになります。

農地区分は第1種農地、都市計画法の該当条項は市街化調整区域となっております。

詳細な、地目、地番、位置図、意見書については記載のとおりでございます。

以上で説明を終了します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

議案第2号について説明が終わりました。

ここで地元委員の意見を求めます。

8番 込山推進委員

込山  
推進委員

議案第2号 番号1についての現地確認は、3月4日（火）私のほか、白澤委員と実施しました。

申請人の代理人の行政書士と面会し、太陽光発電設備のための農地転用について、説明を受けました。

現地は周辺で営農されているものの墓地や線路によって分断されており、この転用に係る農地への影響はないと判断しました。

以上、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

続いて、1番 吉田推進委員

吉田  
推進委員

議案第2号 番号2についての現地確認は、3月4日（火）私のほか、菊地会長と実施しました。

申請人の代理人の行政書士と面会し、以前から既に駐車場敷地として利用しているため追認案件であると、説明を受けました。

現地は、周辺で集団的に営農されているものの、日常生活上必要な敷地であり、集落に接続しているため、農地への影響はないと判断しました。

以上、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手をお願いします。

（質疑・意見なし）

議長

質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定しました。

議長 次に議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、ご説明いたします。

今回全部で25件あります。

番号1 緑町地区において7筆の田、10aあたり米1俵の賃貸借権になります。設定期間は令和7年3月15日から令和12年3月14日の5年間になります。

続いて、番号2から番号10までの借り手の方は全て同じ方となります。

番号2 川崎町において、田の1筆となります。10aあたり米0.5俵の賃貸借権です。設定期間は令和7年3月15日から令和17年3月14日の10年間になります。

番号3 仁井田地区において、田の4筆となります。10aあたり米0.5俵の賃貸借権となり設定期間は令和7年3月15日から令和17年3月14日の10年間になります。

番号4 仁井田地区において、田の1筆となります。10aあたり米0.5俵の賃貸借権です。設定期間は令和7年3月15日から10年になります。

番号5 仁井田地区において、田の2筆となります。10aあたり米0.5俵の賃貸借権で、設定期間は令和7年3月15日から10年になります。

番号6 岡ノ内地区田の2筆、仁井田地区田の2筆の合計4筆となっております。10aあたり米0.5俵の賃貸借権で、設定期間は令和7年3月15日から10年になります。

番号7 仁井田地区において田の4筆となり、10aあたり米0.5俵の賃貸借権で、設定期間は令和7年3月15日から10年になります。

番号8 川崎町において田の1筆、仁井田地区において田の14筆で、合計15筆となります。10aあたり米0.5俵の賃貸借権で、設定期間は令和7年3月15日から10年になります。

番号9 川崎町地区において田の1筆となり、10aあたり米0.5俵の賃貸借権で、設定期間は令和7年3月15日から10年になります。

番号10 岡ノ内において田の2筆で、10aあたり米0.5俵の賃貸借権、設定期間は令和7年3月15日から10年になります。

続いて番号11から番号25まで全て国土交通省福島河川国道事務所から無償による使用貸借になります。設定期間についても全て令和7年3月15日から令和9年3月31日までとなりますので、番号12以降からは、借り手と申請地のみご説明いたします。

番号11 河原地区において田の1筆となっております、10aあたり無償の設定期間が令和7年3月15日から令和9年3月31日までとなります。

番号12 河原地区において田の1筆です。

番号13 河原地区において田の1筆、成田東町地区において田の1筆で合計2筆です。

番号14 河原地区において田の2筆。

事務局

番号15 成田東町地区において田の1筆。  
番号16、17 河原地区においてそれぞれ田の1筆。  
番号18 成田地区において、田の1筆。  
番号19 河原地区において、田の1筆。  
番号20 河原地区において田の2筆。  
番号21 成田東町地区において田の1筆。  
番号22 河原地区において、田の3筆。  
番号23 成田地区において、田の1筆。  
番号24 成田東町地区において、田の3筆。  
番号25 河原地区において、田の1筆。  
詳細な、地目、地番、位置図については記載のとおりでございます。  
事務局からの説明は以上でございます。

議長

議案第3号について、説明が終わりました。  
ここで、議事参与の制限について申し上げます。  
議案第3号 番号13について、「3番 鶴沼 雅子委員」の親族の案件  
であり、また番号24について、「2番 根本 竜太郎委員」の案件でありま  
すので農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第  
10条の規定に基づく、議事参与の制限に該当します。  
従って、本件の審議及び裁決について、「3番 鶴沼 雅子委員」及び  
「2番 根本 竜太郎委員」は退席願います。  
暫時、休議いたします。

(休議 14:9)

根本委員、鶴沼委員 退席

(開議 14:9)

議長

休議前に引き続き、会議を開きます。  
それでは、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画に対す  
る意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意  
見の決定については、計画に賛成と決定しました。

議長

暫時、休議いたします。

(休議 14:9)

根本委員、鶴沼委員 入室

(開議 14:10)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。

議長 次に議案第4号 現況確認証明申請について、  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 現況確認証明申請についてご説明いたします。  
今回、全部で3件ございます。  
番号1 笠石地区において、田の1筆となります。現況非農地の理由とし  
まして、現在利用している農機具が進入できず、また高齢化により耕作が困難  
であり、貸借を考えたが、借り手も見つからず結果として荒廃農地となったと  
されています。  
番号2 笠石地区において、田の3筆となります。現況非農地の理由とし  
ましては、体力的に自身で耕作することができず、貸借を考えたが、借り手も  
見つからないため結果として荒廃農地となったとされています。  
番号3 東鹿島地区において、畑の1筆となります。現況非農地の理由とし  
ましては、相続したものの自身は務めており農業に従事できず、貸借を考え  
たが、借り手も見つからないため結果として荒廃農地となったとされていま  
す。  
詳細な、地目、地番、位置図については記載のとおりでございます。  
事務局からの説明は以上でございます。

議長 議案第4号について、説明が終わりました。  
ここで地元委員より意見を求めます。

4番 小貫推進委員

小貫推進委員 議案第4号 番号1及び番号2についての現地確認は、3月3日(月)私  
のほか、藤島委員、面川委員、事務局の4名で実施しました。  
番号1及び番号2の笠石地区は、しばらく耕作はされていなかったもの  
の、耕起等を行えば農地として利用できることを確認しました。  
番号2の3筆目の田は雑木が生えるなど山林化しており、農地として戻す  
のは困難であることを確認しました。  
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、8番 込山推進委員

込山推進委員 議案第4号 番号3についての現地確認は、3月4日(火)私のほか、白  
澤委員、稲田委員、事務局の4名で実施しました。  
現地は、山林の中にあり農地は既に雑木が生えるなど、原野化や山林化し  
ており、農地として戻すのは困難であることを確認しました。  
以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 暫時、休議します。

議長 (休議 14:14)

(開議 14:18)

議長

休議前に引き続き、会議を開きます。  
それでは、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第4号 現況確認証明申請について、番号1及び番号2の2筆、合計3筆は不許可、その他は、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第4号 現況確認証明申請については、番号1及び番号2の2筆を不許可、その他を非農地と判断することに決定しました。

議長

次に議案第5号 令和7年度農業委員会最適化活動目標の設定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 令和7年度農業委員会最適化活動目標の設定について、ご説明いたします。

こちら、農業委員会最適化活動目標を毎年3月までに決定をするという事になっておりますので、今回目標の設定をしたいと思っております。

まず初めに、最適化活動目標(案)という事で、推進委員が最適化活動を行う日数目標ですが、例年1人当たり月5日間を目標にしたいと思っております。

また、活動強化月間の目標としては設定回数3回を目標にしたいと思っております。なお、取り組み内容につきましては遊休農地の解消という事で、農地の利用状況調査及び農地パトロール、所有者への意向確認を行う事としております。同じく8月、取り組み事項として農地の集積ということで、作付け準備、こちら農協さんを参考にしたい8月くらいが種もみの発注時期という事で、その時期を担い手の集約を進めるためのマッチングを行う強化月間にしたいと思っております。続いて11月、こちら農地の集積、担い手の集積を進めるため、農地の所有者と担い手の意向を把握するため情報収集を進めるという事で、この3回を強化月間として活動目標として設定したいなと思っております。続いて、新規参入相談会への参加目標という事で、参加回数1回という事で、毎年11月、12月にふくしま農業人フェアがビックパレット福島で開催されております。こちらに農業委員会も最低1人は参加して、新規参入に繋がればなと思っております。

説明は以上になります。

議長

暫時、休議いたします。

(休議 14:22)

(開議 14:25)

議長

休議前に引き続き会議を開きます。  
議案第5号について、説明が終わりました。  
それでは、審査のため暫時、休議いたします。

(休議 14:25)

審査中

(開議 14:37)

議長

休議前に引き続き会議を開きます。

議長

審査の結果、議案第5号 令和7年度農業委員会最適化活動目標の設定について、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第5号 令和7年度農業委員会最適化活動目標の設定について、原案のとおり決定しました。

議長

次に報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご説明いたします。

今回全部で6件ございます。

番号1 東町において、田の2筆で、こちら所有権移転になりまして、目的は宅地になっています。転用計画については、分譲住宅敷地になります。

番号2 東町において田の1筆。権利の種類は所有権移転になりまして、目的は宅地になります。転用計画については、自己住宅になります。

番号3から番号6までは、遊水地事業による移転になります。

番号3 東町において田の1筆。権利の種類は所有権移転になりまして、目的は宅地になります。転用計画については、公共事業による移転のための住宅建設です。

番号4 東町において田の1筆。権利の種類は所有権移転になりまして、目的は宅地になります。転用計画は、公共事業による移転のための住宅建設です。

番号5、番号6 旭町において、田の1筆。権利の種類は所有権移転になりまして、目的は宅地になります。転用計画については、公共事業による移転のための住宅建設です。

詳細な地番、面積、位置図については記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

議長  
議長

報告第1号について、説明が終わりました。

報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

御意見、御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

議 長

その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第20回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 47 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 5番 印

署名委員 8番 印